

各 位

一般社団法人 千葉県商工会議所連合会
会 長 佐久間 英利
(公 印 省 略)

「令和元年 9 月 台風 15 号災害義援金」へのご協力のお願について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の運営につきまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年 9 月 9 日未明に千葉県に上陸しました台風 15 号では、千葉県内の広範囲にわたり甚大な被害をもたらされました。被災された方々の支援や被災地の復旧・復興に役立てていただくため、千葉県災害対策本部を通じて義援金の寄付を行いたいと存じます。

つきましては、下記により義援金の受け入れを行いますので、特段のご協力、ご配意を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

- | | | |
|----------|---------------|--------------------|
| 1. 金 額 | 1 口 | 1, 0 0 0 円 |
| 2. 振 込 先 | 千葉銀行 中央支店 | 普通預金 4 4 2 8 6 1 6 |
| | 京葉銀行 本店営業部 | 普通預金 5 2 0 1 1 9 1 |
| | 千葉興業銀行 千葉駅前支店 | 普通預金 1 1 4 8 4 0 0 |
- (口座名義) 令和元年 9 月 台風 15 号災害義援金
一般社団法人 千葉県商工会議所連合会

*上記 3 行の本支店窓口から当該銀行口座へのお振込みに限り、振込手数料は無料です。

*ATM、インターネットバンキングからのお振込みにつきましては、通常の振込手数料がかかりますので、ご注意ください。

*10 万円を超える現金振込につきましては、所定の本人確認が必要となりますので、予めご承知おきください。

- | | |
|-------------|---|
| 3. 取扱期間 | 令和元年 10 月 7 日 (月) から令和元年 11 月 29 日 (金) まで |
| 4. 本義援金の寄贈先 | 千葉県災害対策本部 |
| 5. 税制上の取扱い | 本義援金は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法 37 条第 3 項第 1 号の「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。
なお、当連合会および寄贈を受ける千葉県からの領収証は発行されませんので、銀行振込の領収書ならびに今回のお願い文書を、申告時まで大切に保管くださいますようお願い申し上げます。 |

以 上